

第9回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年9月3日(月)
 開会 午後3時00分
 閉会 午後3時50分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	欠	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 4番 松尾 梨香

13番 田代 三義

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第47号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案 第48号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第49号	農地法第3条の申請について	(8件)
議案 第50号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 4件) (公社への売渡 1件) (農地中間管理事業 1件)	
議案 第51号	農用地利用配分計画の承認について	(1件)
議案 第52号	農地利用集積円滑化事業規定の変更について	(1件)

8. 報告事項

報告 第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
報告 第15号	農地の形質変更届出について	(1件)
報告 第16号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	(1件)
報告 第17号	非農地証明願いについて	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																																							
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は3番 福田義晴委員が欠席です。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、4番 松尾梨香委員、13番 田代三義委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="363 831 1422 1509"> <tr> <td>議案第47号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第48号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農地利用集積円滑化事業規程の変更について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="363 1599 1422 1957"> <tr> <td>報告第14号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第15号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第16号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地 転用届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第17号</td> <td>非農地証明願いについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第47号	農地法第5条の申請について	2件	議案第48号	農地法第4条の申請について	1件	議案第49号	農地法第3条の申請について	8件	議案第50号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	4件		公社への売渡	1件		農地中間管理事業	1件	議案第51号	農用地利用配分計画の承認について	1件	議案第52号	農地利用集積円滑化事業規程の変更について	1件	報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第15号	農地の形質変更届出について	1件	報告第16号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地 転用届出について	1件	報告第17号	非農地証明願いについて	1件
議案第47号	農地法第5条の申請について	2件																																						
議案第48号	農地法第4条の申請について	1件																																						
議案第49号	農地法第3条の申請について	8件																																						
議案第50号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																							
	利用権設定 通年	4件																																						
	公社への売渡	1件																																						
	農地中間管理事業	1件																																						
議案第51号	農用地利用配分計画の承認について	1件																																						
議案第52号	農地利用集積円滑化事業規程の変更について	1件																																						
報告第14号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																																						
報告第15号	農地の形質変更届出について	1件																																						
報告第16号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地 転用届出について	1件																																						
報告第17号	非農地証明願いについて	1件																																						

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第47号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 農地法第5条の申請について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、37番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、二里町西八谷搦地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、38番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8ページになります。</p> <p>申請地は、松島町松島地区です。</p> <p>譲受人が、コンビニエンスストアを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p>

事務局	議案第47号 農地法第5条の申請は以上2件です。
議長	それでは、農地法第5条37番について、担当委員から説明をお願いします。
2番委員	新築の申請です。ここは周りがほとんど住宅地になってきています。区長、生産組合長の印もあり、私も確認しましたが営農上の問題はないと思います。審議よろしくをお願いします。
議長	37番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、38番について担当委員から説明をお願いします。
12番委員	コンビニエンスストアを建てたいと図面等と生産組合長さん、区長さんの印鑑をもらわれてお見えになりました。私も現場を確認し排水はきちんと計画してありますので問題ないということで印鑑打たせていただきました。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	38番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第47号 農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第48号 農地法第4条の申請1件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第48号 農地法第4条の申請1件について御説明します。 議案の2ページ、19番になります。 図面は、案内図が9ページ、字図が10ページになります。 申請地は、大坪町白野地区です。 申請人が植林をするための申請です。

事務局	<p>なお、許可を得ずに植林していたことに対し、経緯書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林の申請であるため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第48号 農地法第4条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>農地法第4条19番については、〇〇番〇〇委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。また、議案第49号農地法第3条63番も〇〇番〇〇委員が申請人となっていますので、関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>〇〇番〇〇委員は退席をお願いします。</p> <p>(〇〇番委員退室)</p> <p>それでは、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>〇〇委員の関係のある申請という事で隣接の担当である私から説明いたします。申請されている〇〇委員の農地があります。この農地を囲むように外側に〇〇〇さんの農地があります。この申請地は昔、交換していたという事で、今回の申請地は、〇〇〇さんが実際管理されており、既に畑にヒノキを植えてもうだいぶ大きくなっています。そのため今回4条申請をされています。その後、変更登記をする予定との事です。植林自体には問</p>

10 番委員	題はないと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	担当委員さんから説明していただきましたけど、19番について、御意見、御質問はございませんか。
11 番委員	ちょっとお尋ねですけど、始末書と経緯書は、どのように理解したらいいですか？
事務局	ご説明いたします。ご指摘のとおり、通常これは始末書ということで添付をするんですが、今回の場合は、10番委員がご説明されたとおり土地の実管理を〇〇さんがされていて、植林をしたのが申請者、所有者ではなくて実管理者が植林をされていたとのことで、農地法の無断転用をしたのが、申請者ではないということで、このような場合は、無断転用したのが申請者ではないのに始末書というのも変だという事で、実管理者にこのようになった経緯というものを一筆示してくださいということで、今回、経緯書ということで添付をしていただいています。今まで申請者が植えている場合は始末書、原因が申請者でなかった場合、実管理者だった場合は経緯書と整理をしてやってきております。
議長	地籍調査が終わった後に〇〇さんの農地として残ってたものを交換出来ていなかったのですか。
事務局	事実上の売買はもう親の代で終わっていたんですけど、登記だけがまだだったということで、この農地もお互いの認識としては、〇〇さんの農地とっていて、別件で土地を整理していたら、まだ登記が変わっていないとこがいっぱいあった、そこを少しずつ整理しましょうということです。
議長	その他にございませんか。 <なし> 他に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴ましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

議長	では、議案第49号 農地法第3条63番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第49号 農地法第3条63番について説明します。 議案は3ページになります。 申請事由や経営状況等を掲げております。 議案を発送した後に申請者から申請書の記載を間違えたとの連絡があり一か所訂正がございます。事由のところが交換とありますが、今回ここは交換ではなくて贈与に変更をお願いします。 本件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第49号 農地法第3条63番の説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、63番について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、63番については許可とします。</p> <p>〇〇番〇〇委員に御着席いただき、議事を進めたいと思います。 (〇〇番委員着席)</p> <p>それでは、議案第49号 農地法第3条63番を除いた説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号 農地法第3条63番を除いて説明します。 議案は3ページになります。 申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>62番につきましては、備考欄に農地法第3条第2項第5号下限面積の不許可の例外とあります。経営地が下限面積である5,000㎡を下回る1,923㎡となっております。</p> <p>しかし、本件は譲受人の自作地に隣接した畑を譲り受ける計画</p>

事務局	<p>であるため、農地法施行令第2条第3項第3号に規定される「本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体と利用しなければ利用する事が困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するもの。」つまり土地の形状として隣を作っている人が名義を取らないとなかなか耕作が難しい土地です、そのため隣の人が権利を取得するということですので、62番は農地法第3条第2項第5号の下限面積に達しないことによる不許可の例外に該当します。</p> <p>また、62番は農地法第3条第2項のその他各号にも該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>64番以降の案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条63番を除いた7件の説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、63番を除いた案件について議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第49号 農地法第3条については、先に許可を受けた1件と合わせた8件について許可とします。</p> <p>続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年4件について、御説明します。議案の</p>

事務局	<p>4 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が4名、貸付人が3名で、面積は、田が4,657㎡、畑が1,977㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を5～6ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年4件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
1番委員	<p>137番はぶどう畑をそのまま耕作するのですか？</p>
事務局	<p>ぶどうをそのまま耕作されると思います。</p>
1番委員	<p>賃借料は何も入ってないけど、無料でいいですよということですか？</p>
事務局	<p>使用貸借は、賃借料は発生しません。再設定なので前からずっとです。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年4件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画の公社への売渡について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農用地利用集積計画の公社への売渡について御説明いたします。</p>

事務局	<p>議案は7ページの1番になります。</p> <p>こちらは7月の農業委員会で、山口委員と岸本委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の8ページの明細書に記載しております。</p> <p>公社への売渡については、以上1件です。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画の公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業1件について御説明いたします。</p> <p>議案は9ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を10ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は畑が4,137㎡、貸付人は1名となっております。期間は20年となっております。</p> <p>農地中間管理事業については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第50号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業1件について、御意見、御質問はござ</p>

議長	<p>いませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第50号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第51号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は11ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者1名が借り受けることとなっております。詳細は12ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第51号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第51号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>続きまして、議案第52号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第52号 農地利用集積円滑化事業規程の変更についてご説明いたします。</p>

事務局	<p>議案は13ページになります。</p> <p>伊万里市農業協同組合から承認の申請があった農地利用集積円滑化事業規程の変更について、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項で準用する同法第11条の11第4項の規定により、伊万里市長から決定を求められたので、この案を提出しております。</p> <p>13ページ右側に農業経営基盤強化促進法を一部抜粋して記載しておりますのでご覧ください。</p> <p>1段目の第11条の11第1項で規程を定める時、3段目の第11条の12第1項で規程を変更する時は、市の承認を受けるよう定められております。4段目の第11条の12条第2項では、変更の承認については、前条第3項から第5項を準用すると記載されており、その前条であります、2段目に記載してありますが、第11条の11第4項には、市は承認しようとする時は、農業委員会の決定を経なければならないとなっておりますので、農業委員会の議案に計上しております。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>1. 規程の変更の理由を記載しております。</p> <p>「農業委員会等に関する法律」が平成28年4月に改正されたことに伴い、「都道府県農業会議」が指定法人へ移行され、名称が「都道府県知事の指定を受けた都道府県農業会議ネットワーク機構」と変更になったことにより、規程の語句について変更を行うものです。</p> <p>2. 新旧対象表をご覧ください。</p> <p>現行「県農業会議」を改正後（案）「県知事の指定を受けた県農業委員会ネットワーク機構」と変更しております。</p> <p>なお、15ページに伊万里市農業協同組合において議案質疑を行った総代会議事録抄本の写しを添付しております。</p> <p>また、16ページから19ページに改正後の規程（案）全文を</p>
-----	---

事務局	<p>つけております。</p> <p>議案第 5 2 号 農地利用集積円滑化事業規程の変更についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第 5 2 号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 5 2 号 農地利用集積円滑化事業規程の変更については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 3 件について御説明します。</p> <p>議案は 2 0 ページを御覧ください。</p> <p>2 2 番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は貸借を希望されており、貸人から農業委員会に対し貸付希望申出が提出されております。</p> <p>2 3 番と 2 4 番につきましては、都合により、佐賀県農業公社との農地中間管理事業の一部を合意解約されます。</p> <p>解約後は農地転用され観光農園施設を建てられます。5 月定例農業委員会にて許可相当として進達し、6 月 1 8 日付で県知事許可済です。</p>

事務局	報告第14号については以上2件です。
議長	報告第14号 農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして、報告第15号 農地の形質変更届出について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第15号 農地の形質変更届について御説明します。 議案の21ページの4番になります。 図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、横断図が14ページになります。 申請地は瀬戸町早里地区です。 嵩上げをして畑として利用するための届出です。 報告第15号については以上1件です。
議長	それでは、4番について、担当委員から説明をお願いします。
12番委員	申請地の近くで太陽光発電設置のため山を切り開く許可申請が出ていまして、その土を申請地の田に入れて畑にするという事です。私も現場に行きまして、排水はどうなりますか。と確認したところ、申請地横の水路に落とすとの事です。また、太陽光発電からの排水も貯水池を作って埋め立てた畑の下を通して水路に排水する計画との事です。〇〇区長さんと何回か話をしました、印鑑は押されておりました。農業に支障が出れば太陽光設置者に改善してもらおうかもしれないと伝えております。申請地には問題もなく、私も印鑑は打たせていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	報告第15号 農地の形質変更届1件について、御質問はございませんか。

議長	<p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出1件について御説明します。</p> <p>議案は22ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が15ページと字図が16ページ、土地利用計画図と平面図が17ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町福野地区です。</p> <p>申請人が農業用倉庫を建設するための届出になります。</p> <p>報告第16号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>申請人が家に書類を持ってこられたんですが、区長、生産組合長の印鑑がございませんでしたので、先にお二人の印鑑をもらってからお願いしますということで書類をお返ししました。その時に申請地はどこですか。と尋ねたら、家の横ですという事で、既に農業用倉庫を建てて利用されており、地目を確認したら畑だったため申請を出されました。その後、区長、生産組合長の印をいただかれて来られたので、私も確認し押印したところでございます。</p>
議長	<p>4番について、御質問はございませんか。</p>
事務局	<p>補足で説明いたします。この申請の届け出が出た後、事務局で現場に行きました。既に建っているという話だったので農業用倉庫ではなくて一般的な家庭用の倉庫ではないかと心配としてあったのでシャッターをあけてもらい、中を検めさせていただ</p>

事務局	<p>きました。農業用の資材であったり農機具であったり、農業関係の資材しか入っていなかったのそこは大丈夫だと確認して届け出を受理したところです。</p>
議長	<p>ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、続きまして、報告第17号 非農地証明願い1件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第17号 非農地証明願い1件について御説明します。</p> <p>議案の23ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、配置図が20ページになります。</p> <p>申請地は波多津町中山地区です。</p> <p>申請地には、昭和38年頃、申請人の転居のため住宅を建築されています。非農地化後、20年以上経過していることが確認できる資料として、固定資産税の課税台帳から昭和38年新築との確認ができました。また現地調査においても、現況宅地であり非農地であることの確認を行いました。</p> <p>報告第17号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第17号 非農地証明願い1件について御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第9回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>〈〈議事終了〉〉</p>